

知的財産関連ニュース報道(韓国版)

<2019年8月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金 成鎬

8月には、韓国において7月から施行中の懲罰的損害賠償の運用上の問題に関する記事を紹介する。

26日付法律新聞によると、特許法と不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に故意の特許侵害と営業秘密の侵害の時、最大3倍の懲罰的損害賠償責任を課す制度が初めて導入されたが、具体的な基準がなく、関連事件を判断する裁判所の悩みが深まっている。大企業や外国企業の技術侵奪から中小・ベンチャーなどの企業を保護し、特許侵害などによる被害の救済を強化するための制度が導入されたが、関連法の規定が訴訟実務を進めることが困難なほど曖昧な上、参考にできる明確な先例もないからである。23日、韓国の法曹界によると、7月9日に施行された改正特許法と不正競争防止法が様々な問題点を抱えていることが分かった。

改正特許法は、故意の特許侵害行為が認定されれば、裁判所が損害として認定した金額の最大3倍に相当する懲罰的賠償額を課すことができようしているが、専門家は、改正法が故意の要件と故意の判断時点等については別途規定を置かなかったため、混乱が避けられないだろうと指摘している。また、韓国特許法は、懲罰的賠償制度を活発に実施している米国などと異なり、特許権・専用実施権を侵害した者を、別途、刑事処罰する規定も置いているが、懲罰的損害賠償制度が導入され、同じ理由で刑事処罰を受けた事実を損害額認定の加重事由とするか、または軽減事由とすべきかも議論の余地がある。特に侵害者に罰金刑ではなく、懲役刑が宣告された場合、懲罰的損害賠償額の算定に参考にする先例もまだない。審理方式も悩みの種だ。裁判所は、一般的に、裁判の過程で侵害かどうかを審理して、侵害が認められた場合に損害賠償額を算定するための手順

を進めており、故意か過失かに応じて賠償額が異なる。ところが、改正特許法においては、故意性を判断する具体的な基準を設けていないため、裁判所で異なる判断が出てくる可能性もある。また、改正特許法は、付則で「最初の違反・侵害行為発生時から懲罰的賠償額を適用する」と規定するが、継続的な特許侵害行為の性質上、最初の適用時期を特定するにも困難が伴う見通しだ。この他にも、実務上、適切な賠償額の算定基準と方式、審理方式および手順、証明度及び立証責任、慰謝料との区別などの争点も今後の課題として挙げられる。

韓国の法曹界は、このような詳細な争点の具体的な判断基準が出てくるまで懲罰的賠償判決が出ることは困難と予想している。これに関連する最初の大法院の確定判決が出るまで、各争点をめぐる議論が避けられないということである。

改正特許法等は、昨年12月に国会で圧倒的な賛成投票で通過したが、拙速立法という批判も多かった。裁判所は、法の適用のための補完策を設けるため、数回にわたって内部会議を進めてきたことが分かった。改正法施行を控えた6月末には、ソウル中央地裁の知的財産権の専門裁判所所属裁判官など全国の裁判官30名と技術審理官などの専門家20名余りが、裁判所にて非公開緊急会議を開催して補完策を議論したが、明確な結論を下すには至らなかったと伝えられた。韓国特許庁も、最近数回にわたり内部会議を進める一方、法律や知的財産権の専門家などで構成された機関に「懲罰的賠償制度などの改善のための研究報告書事業」を依頼して結果を待っている。韓国の裁判所と特許庁は、内部会議などを通じてそれぞれ補完策を設けた後、10~11月頃に徹底的な議論を進める計画だ。

《訴訟関係》

▲15日、ブルームバーグなどの外信によると、米国国際貿易委員会(USITC)は、7月に決済技術メーカーの「ダイナミックス」が、サムスンペイの決済方式であるマグネットイック保安伝送技術と関連し、サムスン電子水原本社、米国サムスン電子現地法人を相手に提訴した特許訴訟と関連し、最近調査に着手した。(15日 電子)

- ▲16日、業界によると、アイルランドのOLED技術ライセンス専門企業であるソラス（Solas）OLEDが、OLED TV技術を盗用されたとし、米国テキサス州西部地方裁判所とドイツのマンハイム（Mannheim）地方裁判所にLGディスプレイを相手にそれぞれ訴訟を提起した。（16日 ニ1）
- ▲14日、ソウル高等裁判所行政7部は、クアルコムが公正取引委員会を相手に提起した是正命令などの取消訴訟の最終弁論期日を開いた。当該期日は、1兆ウォンを超える過去最大の課徴金をめぐって対立していた公正取引委員会とクアルコムにとって、2年6ヶ月前に行われた最初の弁論準備期日を皮切りに17番目に開かれた弁論であった。クアルコム・公正取引委員会側の関係者に加え、訴訟補助参加人として、LG電子、インテル、ファーウェイ、メディアテックなどIT企業が出席した。（14日 韓経）
- ▲19日、韓国特許庁によると、去る2013年までの調停申請件数は年平均5件に過ぎなかったが、2016年47件、2017年57件、2018年53件と申請件数が急増している。ここで調停成立率も2017年40%、2018年43%に達し、効果的な紛争解決手段として定着している。（19日 フア）
- ▲LG電子がクアルコムと5世代（5G）移動通信技術を含む特許使用契約に合意した。ウォールストリート・ジャーナル（WSJ）は20日、LG電子がクアルコムと5世代（5G）移動通信技術を含む特許使用契約に合意したと伝えた。合意内容は公開されなかった。今回の契約は、通信チップではなく、特許技術と関連している。（20日 ソ経）
- ▲韓国の産業通商資源部の貿易委員会は22日、韓国内のある中小企業が、自社の特許権を侵害した医療機器を、中東、オセアニアの国に輸出したとし「A社」を相手に提起した特許権侵害事件である「皮膚用医療機器特許権侵害事件」に対する不公正貿易行為の調査を開始すると明らかにした。（22日 ニ1）
- ▲韓国の特許法院は23日に予定されていた、禁煙治療薬チャンピックス塩変更製品に関する、特許権者である「ファイザー」と韓美薬品など国内の塩変更製品販売会社が当事者である、権利範囲確認請求訴訟の判決宣告期日を来る10月23日に変更すると発表した。（23日 デイ）

《立 法》

- ▲5日、医療行為を特許発明の対象から除外する法案が推進され、現在も例規を通じて排除しているが、これを法律に明示してさらに明確にする内容の「特許法改正案」が発議された。改正案は、人を手術・治療または診断する方法に対しては、特許を受けることができないように明示的に規定する内容が骨子だ。（4日 メト）
- ▲韓国の国民権益委員会は、出願料、優先権主張申請料だけでなく、秘密意匠請求料、出願公開申請料も意匠登録出願から一ヶ月以内に出願を取り下げまたは放棄する場合は返還してもらえるように特許庁に勧告したと、9日明らかにした。（9日 イト）
- ▲韓国政府は13日、閣議を開き、外国人が国家核心技術保有企業を買収・合併（M&A）するには事前に届出をしなければならず、国家核心技術を意図的に海外に流出した場合、3年以上の懲役に処罰水準が引き上げられ、技術侵害の際には最大で3倍まで懲罰的損害賠償制が導入されるなど、技術に対する保護がさらに強化される内容を盛り込んだ「産業技術の流出防止および保護に関する法律」の改正案を議決したと発表した。（13日 ソ経）
- ▲韓国特許庁は去る16日、カンボジアのプノンペンでカンボジアの工業手芸省シニア長官と特許効力認定協力了解覚書（MOU）を締結したと18日明らかにした。協約に基づいて韓国で特許を登録した者は、効力認定の申請と書類を提出すれば、3ヶ月以内にカンボジア特許を得ることができるようになった。（18日 ソ経）
- ▲韓国特許庁は26日、「輸出規制対応知的財産権支援団」発足式を行った。韓国特許庁は、今後、関連機関を含む輸出規制対応知的財産権支援団に拡大改編し、全国23の地域知識財産センターにおいて、日本輸出規制関連の知的財産権の課題・提案を受け付ける。（26日 聯合）

《行 政》

- ▲韓国の中小ベンチャー企業部長官は6日、中小企業の課題聴取懇談会の後、「中小企業部は、韓國の大手企業が提出する「国産化する良い部品リスト」をもとに国産化が可能な中小企業を調査していると述べた。同長官は8年前に超高純度フッ化水素の特許技術を開発しても事業を放棄した中小企業を例に

挙げながら、超高純度フッ化水素製造特許を有する韓国内の中小企業の技術に対し、後払い型のR&Dの導入を検討していると述べた。(6日 韓国)

▲6日、韓国特許庁によると、2017年の国別特許出願数は、韓国21万2000件、中国138万1000件、米国60万4000件である。この件数を経済規模対比で表示するために、国内総生産の10億ドル当たりの特許件数で表示すると、韓国は86.1件で世界1位だ。人口100人当たりの出願件数も3,189件で、先進5カ国特許庁長会議(IP5)の中で1位だ。(中略)問題は特許の品質が低いことである。韓国特許庁が昨年発表した「政府のR&D特許成果の分析結果」によると、韓国内の登録特許のうち、政府のR&D特許の優秀特許比率は5.4%で、民間のR&D(7.9%)よりも低い。国内出願と同時に海外出願を行った対象国数も17カ国に過ぎない。(6日 フア)

▲25の科学技術出資研究所を管掌する国家科学技術研究会(NST)は、日本の追加輸出規制の可能性がある品目の技術を15に分類(全236件)した結果、17の出資研究所が199個(84.3%)の特許技術を保有していることが分かったと13日明らかにした。特許を保有していないのは37(16%ほど)の項目である。(14日 ソ経)

《その他》

▲5日、韓国の国会議員が韓国特許庁から提出を受けた資料によると、最近5年間に日本の韓国内水素燃料電池の特許取得比率が3倍近く急増した。(5日 毎経)

▲3日、韓国の食品医薬品安全庁の特許リストを集計して分析した結果、国内外製薬会社が登載した特許は、合計1,095品目に対して1,827件で、このうち159の特許を保有している韓国ノバルティスが1位を占めた。116社のうち、多国籍製薬会社は50社、韓国内の会社は66社で、韓国内製薬会社が少し多い。しかし、特許登載数は多国籍製薬会社が圧倒的に多い。多国籍製薬会社はオリジナル、国内会社はジェネリック中心の傾向が見られる。(6日 デイ)

▲韓国の国会議員は5日、韓国に登録された日本の水素関連の特許出願及び登録状況を公開し、ムン・ジェイン政府の国政目標の一つである水素経済の対日依存度がますます高まっている一方、韓国人の特許登録の割合は減少傾向を示している、とした。(8日 イト)

▲韓国の国会議員は、14日、日本の輸出規制3大素材・部品に対する特許をすでに日本が多数先占しており、これに対する核心特許を回避したり無効化する方案が必ず必要であると強調した。(14日 ニビ)

▲北朝鮮の対外宣伝媒体である「ネナラ」は18日、「知的所有権局の保護事業に力を注ぐ」というタイトルの記事から、「朝鮮民主主義人民共和国の知的所有権局局長」の肩書きであるキム・ヨンチョルという人物の発言を引用した。北朝鮮メディアに「知的所有権局」という機構の名前が登場したのは初めてだ。北朝鮮が知的財産権の問題を専門担当する組織を作ったものと推定される。(18日 電子)

▲20日、業界によると、最近、中国知識産権局(CNIPA)が発表した「2019年上半年の中国特許登録上位100企業」リストにおいて、サムスンは1,428件で4位を占めるなど、サムスンとLGが今年上半年、中国で最も多くの特許を登録した「トップ(TOP)10」企業に並んで名前を上げた。中国の電力・石油国営企業とファーウェイ、テンセントなど地元企業を除く場合、1位から10位までの中でも海外企業は韓国のサムスン、LGだけである。(20日 ニ1)

※媒体の正式名称(発行社)

韓国：韓国日報(韓国日報社)、ソ経：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、毎経：毎日経済(毎日経済新聞社)、韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、電子：電子新聞(電子新聞社)、法律：法律新聞(法律新聞社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、聯合：聯合ニュース(聯合ニュース社)、デイ：デイリーファーム(デイリーファーム社)、ニ1：ニュース1(ニュース1社)、ニシ：ニューシス(ニューシス社)、ニビ：ニュースピム(ニュースピム社)、イト：イトウデイ(イトウデイ社)、メト：メディカルトゥディ(メディカルトゥディ社)、イー：イーデイリー(イーデイリー社)、マネ：マネートゥディ(マネートゥディ社)